

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和 7 年 9 月 4 日(木)				
会議場所	彦根市役所 教育長室				
出席委員等 5 人中 4 人出席	教育長 教育長職務代理者 委 員	西嶋 良年 欠席 本田 啓子	委 員 委 員	小松 照明 田附 孝子	
出席職員 (説明員)	教育部長 小島 久喜 教育部次長(教育総務課長) 清水 智子 生涯学習課長 西川 真由美				
会議次第					
1 開 会		午後 1 時 30 分			
2 議 題		内 容 別添のとおり			
議案第 39 号		教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することについて			
3 閉 会		午後 1 時 46 分			

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日の会議に諮る予定の議案第 39 号「教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することについて」は、人事に係る内容であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により非公開にすることを提案します。

議案第 39 号の審議を非公開にすることについて、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 全員異議なしですので、非公開とすることとします。

非公開審議

2 議題

議案第 39 号 教育委員会および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免
その他の人事に関することについて

教育総務課長から説明がありました。

小松委員 車が接触した外灯ポールは、かなり大きな破損だったのですか。修理をしないとイケないのか、破損の状態はどの程度だったのですか。

教育総務課長 駐車場に設置してある照明外灯にバックで衝突して、その外灯がかなり傾いた状況でした。ただ、そちらの駐車場がたまたま 8 月に改修工事をされる予定でしたので、今回は、外灯を原状回復する必要がなく、修理費用としては発生しませんでした。

小松委員 この事故の後に本人とのヒアリングをされた結果、本人からは当たったという自覚はあったものの、大丈夫だと思って車から降りなかったということでしたが、「大丈夫」というのは、ポールは実際大きく曲がっているけれどもそのポールは全然その損害がないという意味の大丈夫なのか、どういう意味なのですか。これを車から降りて確認もしていないということですが、本人はどのような弁解、思いなのでしょう。

生涯学習課長 本人に聞き取りを行いました。本人は、次の仕事のスケジュールにとらわれていた、気持ちがとらわれていたということで、衝撃はあったもののたいしたことではなく、大きな事故ではないだろうと自分の中で勝手に判断をして、現場確認もせずに、次の業務のことしか考えずに発進してしまったという回答を確認しています。

本田委員 この職員の車は、自分の自家用車ですか。自分の車の損失状況についても確認をせず、焦って気持ちがそこに至らなかったということですか。

教育総務課長 公用車として自家用車を登録する、公務使用自家用車という扱いをしているもので、自分自身の車です。外灯にぶつかった際に車のブレーキランプやその周辺が破損して、破片が散らばるような状況だったので、かなりの衝撃はあったと推察されます。車の修理については、自分で対応しています。

本田委員 そういう判断になったということは、すごく動揺していた場面だと想像はするのですが。上司から、交通事故のことは、最低限のこととして気をつけるように日頃から注意をされているはずなのに、やはり動転してしまうと基本的なことができないような状況になってしまうので、今回の事故から学ぶことは、そういう危機意識を持って仕事をするしかない、という戒めとしてするしかないと思います。今回、警察は入っていないのですか。

教育総務課長 今回、事故後に警察へ通報はしていません。自分で、このような対応、処理をしています。

田附委員 このことがわかったのはいつでしょうか。

生涯学習課長 7月23日の水曜日、9時48分に事故が起きました。本人は、たいしたことはないという判断をしてその日の業務を終えました。この事故があった場所を、その土地の所有者が防犯カメラの内容で確認されたところ、本人が映っていたということで、外灯の傾きについて応急処置をして、連絡されたところから発覚しました。その後、本人がすでに帰ってしまっていたので、時間外に上席が携帯電話に連絡をして、その事故のことを確認したという経緯です。

小松委員 今回の処分の中身ですが、基本報酬の10分の1の減額が2ヶ月ということですか。この処分の根拠、理由を説明してもらえませんか。

教育総務課長 懲戒処分に関しては、彦根市職員の懲戒処分に関する指針を定めていまして、その中で交通事故については、様々な要因を点数化し、その点数に応じて免職、停職、減給、などに区分をされます。今回の交通事故に関しては、彦根市職員の交通事故等に係る処分に関する要綱がありまして、交通事故等処分基準点表に基づき、事故原因、道路交通法違反、過失度合、人身事故か物損事故か、などを点数化します。今回の場合、加重・軽減の部分で、あて逃げになりますので、そこの加点が重くなり、今回減給処分に当たる点数に達しましたので、彦根市一般職職員分限懲戒審査委員会から基本報酬の10分の1を2ヶ月減給が相当

であるという意見具申がありました。

本田委員 6 ページに処分の公表と書いてありますが、公表はどのような形になりますか。

教育総務課長 今回の処分の公表基準ですが、彦根市職員の懲戒処分の公表基準というのがあり、これに則って公表をする予定ですが、市議会議員に対して公表を行い、報道への公表方法について紙面での配布になるか、報道からの取材になるか、は報道担当者との調整によって決まると聞いています。その判断は、明日の公表前の段階になって、報道関係者と調整して決まることになります。報道内容は、処分の年月日、処分の内容、事案の概要、被処分者に関する事項として、所属部局、職階、年代、性別をお知らせします。所属部局については、教育委員会事務局職員として公表することになります。

議案第 39 号は原案のとおり承認されました。

教育長 以上で本日の会議を閉会します。